令和4年度

資産等報告書審査意見書

令和 4 年 9 月 2 0 日 柳川市政治倫理審査会 柳川市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、柳川市政治倫理条例(平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について(依頼)」(令和4年6月29日付け3柳総務第874号)により、令和4年8月10日及び同年8月17日に審査会を開催しました。その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

記

1 審査の概要

(1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書 (「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、 「関連会社等報告書」)は、議員21名、市長等3名とそれらの配偶者 に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

- ① 報告義務者 24名
- ② 報告義務者の配偶者 19名

合 計 43名

- (2) 資産等報告書の審査状況等
 - ① 第1回審査(令和4年度第2回審査会)

日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後3時まで

会場 柳川市役所柳川庁舎4階 委員会室

② 第2回審查(令和4年度第3回審查会)

日時 令和4年8月17日(水)

午前10時から午前11時30分まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 第1会議室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

審査は、前回審査した資産等報告書との比較対照に重点を置き、審 査作業の効率性にも配意して行いました。

2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 資産等報告書について

(1)土地、(3)建物において、不動産の増加はあるが、理由がないと分かりにくい報告となります。新たに取得した年度のみでかまいませんので、その旨(購入、新築、相続等の資産が増加した理由)を摘要欄に記入するようお願いします。

イ 所得報告書について

所得報告書の基因となった事実の欄には、建設業などの業種ではな く、支払元の内訳を記載するようお願いします。

ウ 関連会社等報告書について

関連会社については、会社その他の法人において有するすべての地位及び肩書きを記入することとなっていますが、会社その他の法人ではない個人事業主の場合も報告書への記載を行うように徹底してください。

エ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類との内容が整合しているかどうか、提出前に再度点検をお願いします。また、証明書類については、報告年度の証明書を添付されるよう、併せて確認をお願いします。なお、間違った情報のまま閲覧に供されることがないよう、記載誤り等に気付いた時は速やかに訂正等を行ってください。

(2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求めます。

ア 例年要望しているところですが、関連会社等報告書(様式第5号) について、会社その他の法人において有するすべての地位及び肩書き を記入することとなっています。ここには、会社その他の法人ではな い個人事業主の場合も記載するよう、条例の改正及び様式の変更について検討してください。

令和4年9月20日

柳川市政治倫理審査会

会長桑原義浩副会長富永論番月上野雅成香月石川真貴子委員三小田悦子